

教 健 体 第 1 0 7 3 号
令和5年(2023年)1月16日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く。) 様
(各 市 町 村 立 学 校 長)
(各市町村立幼稚園・幼稚園型認定子ども園長)

北海道教育庁学校教育局健康・体育課長 今 村 隆 之

学校におけるアレルギー対応について(通知)

このことについては、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン<令和元年度改訂>」(公益財団法人 日本学校保健会)、「学校給食における食物アレルギー対応指針」(文部科学省)及び「学校における食物アレルギー対応の進め方」(北海道教育委員会)等に基づき対応いただいているところです。

本道の子どもたちは、アレルギー疾患の被患率が全国と比べて高いことや、学校で食物アレルギーに関する誤食等の事故が毎年発生していることなどから、全ての子どもたちの健康・安全を守るため、各学校において、具体的なアレルギー対応について定期的に協議し、取組の改善充実を図っていくことが重要です。

つきましては、専門家に意見を聞きながら、次のとおり参考資料を作成しましたので、各学校において積極的に活用いただき、自校の課題を整理するとともに、特に次の点に留意し、各学校及び各市町村教育委員会において、危機管理マニュアル等の見直しを行うなど、アレルギー対応の徹底を図り、子どもたちが安全・安心に学校生活を送ることのできる環境づくりに取り組んでいただくようお願いします。

記

1 送付資料

- (1) 資料1 「学校におけるアレルギー対応に係る重点項目チェックリスト」
- (2) 資料2 「食物アレルギーに関する調査結果と事故事例」
- (3) 資料3 「危機管理マニュアル(例)」
- (4) 資料4 「校内研修の企画・実践(例)」
- (5) 資料5 「学校給食のこんだて表(例)」

2 留意事項

(1) 重点項目チェックリストの活用と課題の把握

各学校及び各市町村教育委員会において、重点項目チェックリスト並びに調査結果と事故事例を参考に課題等を整理し、課題解決に向けた方策を協議の上、特に児童生徒の命に関わる部分については早急に改善充実に取り組むこと。(資料1、2)

(2) 学校生活管理指導表の提出の徹底及び保険適用の周知

学校における配慮や管理が必要な児童生徒については、保護者に学校生活管理指導表の提出を求め、医師の診断に基づく対応を行うこと。また、令和4年4月から学校生活管理指導表が原則、保険適用になったことについて、保護者に周知すること。(資料2、3)

(3) アレルギーに関する情報の共通理解

年度始めにアレルギーの基礎的な知識とアレルギーを有する児童生徒の情報を周知し、教職員の共通理解を図った上で一貫した対応を行うこと。また、年度の途中でアレルギーに関する対応内容に変化が生じた場合にも、関係職員のみではなく全教職員に周知すること。(資料3、4)

(4) アナフィラキシー等を発症した場合の緊急時の対応

児童生徒がアナフィラキシー等を発症した場合の緊急時の対応について、実効性のある緊急時の対応マニュアルを整備するとともに、アナフィラキシーの対応等に関する模擬訓練やエピペンの取扱いに関する実習等の校内研修を実施し、いつでも誰でも対応できる体制を整備すること。(資料2、3、4)

(5) アレルギー事故の未然防止を図るための献立表の工夫

給食を実施している学校については、調理場等と連携を図りながら、分かりやすい献立の作成に努め、児童生徒が見やすい場所に献立表を掲示するなどしてアレルギー事故の未然防止を図ること。また、調理従事者と栄養教諭等で配付用の献立表と厨房で使用する献立内訳表に相違がないことを確認すること。(資料2、5)

【参考通知】

- ・平成28年4月11日付け教健体第30号通知「学校におけるアレルギー対応について」
- ・平成26年3月31日付け教健体第1182号通知「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」

〔健康・体育指導係
学校給食振興・指導係〕